

経営の拡大・多角化（事務所賃料等助成）

財団は、林業経営体の都内森林整備への進出及び定着を促進するため、次の表の要件を満たす者を対象として、同表に定める経費について助成するものとする。

表 13

1 対象者及び助成率

対象者	助成率	備考
<p>以下の全ての要件を満たす者。</p> <p>1 財団が発注する委託（主伐・地拵）の受注実績があること。</p> <p>2 都内に森林整備に係る事務所を新たに構える林業経営体</p>	<p>1 / 2 以内 (上限 3,600 千円/年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財団が発注する委託（主伐・地拵）に参画後、5 年以内であること。 ・助成対象期間は 36 カ月とする。 ・伐採・搬出業務の実施のために自身が負担して賃借・整備等するものに限る。 ・助成基準は 2 のとおり。
<p>以下の全ての要件を満たす者。</p> <p>1 都内に事業所を有する林業経営体</p> <p>2 主伐事業等の伐採・搬出業務に新規参画（実施または入札等に参加）すること。</p>	<p>1 / 2 以内 (上限 3,600 千円/年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採・搬出業務に参画後、5 年以内であること。 ・助成対象期間は 36 カ月とする。 ・伐採・搬出業務の実施のために自身が負担して賃借・整備等するものに限る。 ・助成基準は 2 のとおり。

2 助成基準等

助成基準
<p>以下の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 対象者が都内森林整備のために都内に整備する、事務所又は資材置場に要する経費であること。</p> <p>(2) 対象者が所有又は経営する施設又は土地ではないこと。</p>
対象経費
<p>(1) 不動産の賃借料</p> <p>(2) 不動産の共益費</p> <p>(3) 敷地の整地に要する経費</p> <p>(4) 資材倉庫等の購入及び設置に要する経費</p> <p>(5) その他理事長が認める経費</p>